

1 地域におけるスポーツ振興方策と行政のかかわり

1 行政

内閣以下の国の機関又は公共団体が法律・政令・その他の法規の範囲内で行う政務。

2 スポーツ基本法

昭和36年に制定されたスポーツ振興法が全面改正され、平成23年の新たに制定された我が国のスポーツ振興に関するもっとも直接的な法律。

3 スポーツ基本計画

スポーツ基本法によって平成24年に文部科学大臣がスポーツの推進に関する基本的な計画を定めたもの。

近年、我が国のスポーツ行政を所管している文部科学省を中心に、スポーツ振興政策が積極的に取り組まれている。スポーツに関係する者は、我が国におけるスポーツ振興方策と行政¹の仕組み、スポーツへのかかわりについて全体的枠組みと関係法令等の概要を知るとともに、地域におけるスポーツ振興方策と行政について理解を深めることが肝要である。

国では、平成22年に「スポーツ立国戦略」を発表し、平成23年にスポーツ振興に関する法律「スポーツ基本法」²が制定され、平成24年には「スポーツ基本計画」³が発表されるなど、国のスポーツへの取り組みが大きく変化し、展開されてきている。

このように国のスポーツ政策が新たな展開をしてきていることから、本項では国の「スポーツ基本法」、文部科学大臣が発表した「スポーツ基本計画」を中心に上げ行政とのかかわりについて理解を深めることとする。

地方公共団体の取り組みについても「スポーツ基本計画」で示しており、地域における取り組みについても具体的に上げる。

ただし、「スポーツ基本計画」は平成24年から概ね10年間の計画であり、具体的なものは5年間であることから、今後、改定が行われることも理解しておく必要がある。

また、スポーツ活動の場として期待されている地域住民主体の総合型地域スポーツクラブの役割と機能については従来通りでの理解を深める。

1 我が国のスポーツ行政のねらいとしくみ

1) 国の新たなスポーツ政策の展開

スポーツ振興法に定められていた文部大臣の「スポーツ振興基本計画」が平成12年(2000年)に発表され、国のスポーツ振興策が明らかとなって以降、国が積極的にスポーツ政策を打ち出しており、その経緯については下記に示した通りである。

- 平成12年(2000年)「スポーツ振興基本計画」を告示(文部省)
- 平成13年(2001年)「国立スポーツ科学センター(JISS)」を建設
- 平成18年(2006年)「スポーツ振興基本計画」の改定(文部科学省)
- 平成20年(2008年)「ナショナルトレーニングセンター(NTC)」を建設
- 平成22年(2010年)「スポーツ立国戦略」

を発表(文部科学省)

- 平成23年(2011年)「スポーツ基本法」を制定
- 平成24年(2012年)「スポーツ基本計画」を文部科学大臣が定める

2) スポーツ行政とねらい

スポーツ基本法の前文で「スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自立心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。」と述べて

いる。

国民のスポーツをする権利が明確に定められ、また、国、地方公共団体は、スポーツに関する施策を策定し、実施する責務を有することが定められた。

スポーツ行政とは、このスポーツの振興を図っていく上で、国や地方公共団体（都道府県や市区町村）が行う政務のうち「スポーツ事象」について取り組むものであり、スポーツ行政のねらいは、国や地方公共団体が人々のスポーツ諸活動について、関係する法律・政令その他の法律（省令、条令）の規制の範囲において、スポーツにかかわる直接的・間接的諸条件（人的・物的・制度的など）を整えることおよびスポーツを広く普及および奨励、推進するために、スポーツに関する施策を策定し、実施することにある。

スポーツという文化は本質的には、スポーツを愛好、享受する人々の自発性や主体性といったものが尊重されるべきものであり、強い法的な制御になじみにくく、「規制」より「助成（支援、奨励）」が主体となるものであることから、国民があらゆる機会とあらゆる場所においてスポーツと親しむことができるようなスポーツ環境（諸条件）を整えることがスポーツ行政の中心となる。

3) 国のスポーツ行政の仕組み

① 我が国のスポーツ組織体制

我が国のスポーツ振興を健康づくりや体力づくりまで広げて捉えると多くの行政組織がかかわっており、スポーツ基本法では「政府はスポーツ推進会議⁴を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。」と定めている。しかし、ここではスポーツ振興に直接的にかかわっている行政を中心に上げていくこととする。

我が国のスポーツ行政組織については、「国家行政組織法」や「文部科学省設置法」、「スポーツ基本法」などで規定されており、国においては文部科学省が、地方においては都道府県および市区町村の教育委員会が

スポーツ行政の主務機関であると定めているが、地方教育行政の組織および運営に関する法律（地教行法）の改正（平成20年）により地方公共団体の長もスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く）を管理し、執行することができることとなっている。

また、スポーツの振興には行政のみならず民間団体も重要な役割を果たしていることから、非常に複雑な仕組みとなっている。スポーツ指導者として活動するためにはそれらのことについて十分な理解が必要なことから、我が国のスポーツ振興体制についてスポーツ行政組織を中心として図に表してみると、次ページの図1のように示すことができる。

② 文部科学省のしくみ

前述したようにスポーツの振興に関する国の主務官庁は従来は文部省であったが、省庁再編により平成13年からは文部科学省となった。

その役割は文部科学省設置法で定められ、文部科学省組織令によって内部部局として大臣官房のほか7局が定められており、スポーツの振興に関することはスポーツ・青少年局が所掌する。

スポーツ・青少年局がつかさどる事務は文部科学省組織令第10条に「スポーツの振興に関し、企画し、指導し助言及び援助をあたえること、また国際的又は全国的な規模において行われるスポーツ事業に関し、連絡し、援助する。」と定められている。

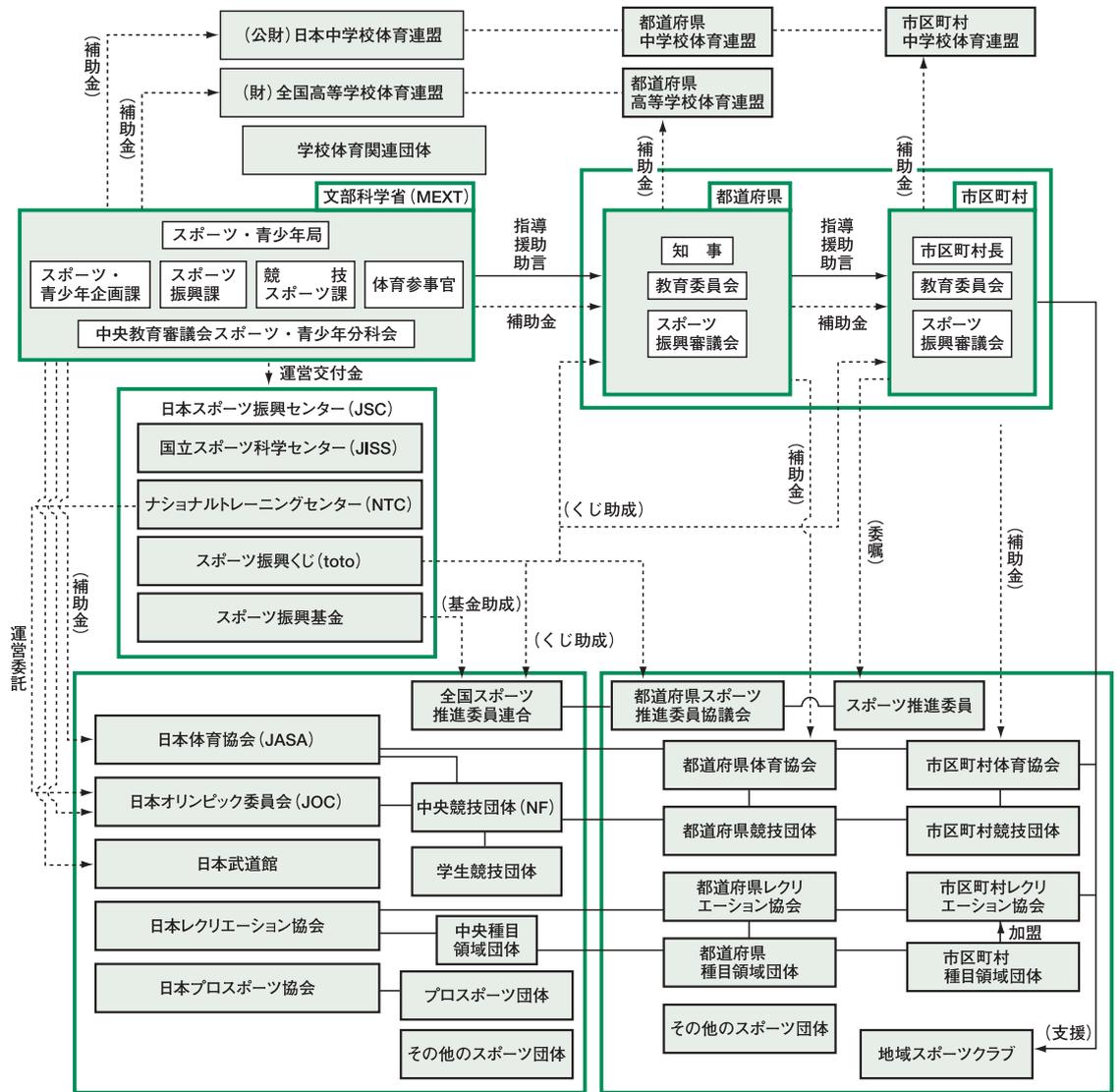
スポーツ・青少年局には、スポーツ・青少年企画課を筆頭課とし、スポーツ振興課、競技スポーツ課、学校健康教育課、青少年課の5課と参事官で構成されており、スポーツに関係する事務を所管する課は、主にスポーツ・青少年企画課、スポーツ振興課、競技スポーツ課そして参事官である。そのしくみとつかさどる内容は149ページの図2に示した通りである。

4) スポーツ振興にかかわる法令等

前述の通り、国や地方公共団体のスポー

4 スポーツ推進会議
スポーツ基本法によって定められている政府におけるスポーツに関する関係行政機関相互の連絡調整を行う会議。

図1 ●我が国のスポーツ組織の体制図



ツ諸活動は、関係する法律・政令その他の法律（省令、条令）の規制の範囲において普及および奨励、推進することになり、スポーツ振興にかかわる法令等を理解することが重要であることから、関係法令等を紹介しておく。

① スポーツ基本法

我が国のスポーツ振興の根拠法であったスポーツ振興法が50年ぶりに全面改正され、「スポーツ基本法」が平成23年に制定された。

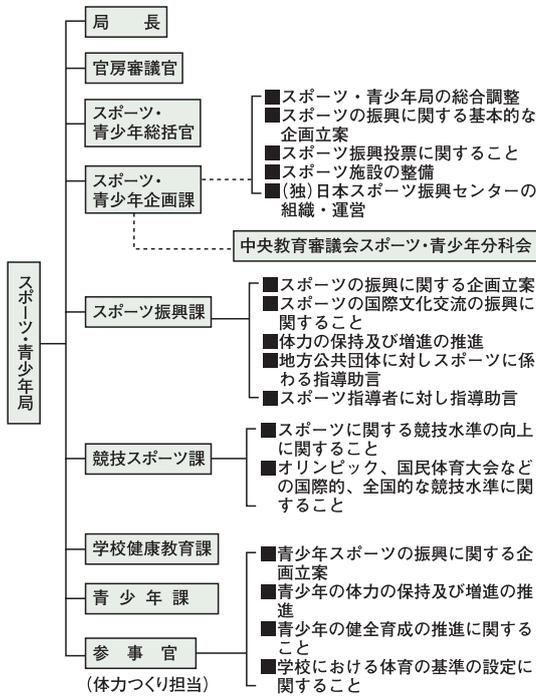
この法律は、スポーツに関する基本理念を定め、ならびに国および地方公共団体の

責務ならびにスポーツ団体の努力目標等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的にかつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現および国際社会の調和ある発達に寄与することを目的としている。（概要は次節で説明）

② 地方教育行政の組織および運営に関する法律

この法律は昭和31年に制定されているがその後も改正がなされ今日に至っている。

図2 ●文部科学省スポーツ・青少年局の組織について



教育委員会の設置、学校その他の教育機関の職員の身分取扱その他地方公共団体における教育行政の組織および運営の基本を定めることを目的としており、教育委員会はスポーツに関することを管理しおよび執行することが定められている。しかし同法の改正により、首長部局においてもスポーツの振興を担うことができるようになったことから、スポーツの振興を図るに際しては教育委員会と首長部局との密接な連携と役割分担が求められている。

③ 社会教育法

この法律は昭和24年に制定されており、社会教育（学校教育活動を除き青少年および成人に対して行われる組織的な教育活動〔体育およびレクリエーションの活動を含む〕）に対する国および地方公共団体の任務を明らかにすることを目的としており、市町村の教育委員会の事務として、運動会、競技会その他の体育指導のための集会の開催およびその奨励に関することも定めている。

④ 日本スポーツ振興センター法

この法律は、独立行政法人日本スポーツ

振興センターの役割を定めたもので、スポーツの振興および児童、生徒、学生又は幼児の健康の保持増進を図るため、その設置するスポーツ施設の適切かつ効率的な運営、スポーツ振興のために必要な援助やその他スポーツおよび児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究ならびに資料の収集等を行い、国民の心身の健全な発達に寄与することを目的としており、スポーツに関する業務については、設置するスポーツ施設の運営、スポーツ団体が行う活動に対し資金の支給、援助、スポーツの選手が受ける職業若しくは实际生活に必要な能力を育成するための資金の支給等を行うことが定められている。

⑤ スポーツ基本計画とは

スポーツ基本計画は法律ではないが、「スポーツ基本法」に文部科学大臣は「スポーツ基本計画」を定めるとされており、スポーツ基本法が平成23年に公布されたことを受けて平成24年に発表されたものである。地方公共団体は、そのスポーツ基本計画を参酌して、地方スポーツ推進計画を定めるよう努めることとされている。（概要は次節で説明）

⑥ 「スポーツ立国戦略」とは

平成23年度から概ね10年間のスポーツ政策の基本的方向性を示すものとして平成22年に発表されたもので、その内容は、目指すべき姿として「新たなスポーツ文化の確立」とし、基本的考え方を「人〔する人、観る人、支える（育てる）人〕の重視、連携・協働の推進」としている。そして、5つの重点戦略を掲げている。

- ・ライフステージに応じたスポーツ機会の創造
- ・世界で競い合うトップアスリートの育成・強化
- ・スポーツ界の連携・協働による「好循環」の創出
- ・スポーツ界における透明性や公平・公正性の向上
- ・社会全体でスポーツを支える基盤整備

そして、法制度・税制・組織・財源などの体制整備等についても述べている。

2 我が国のスポーツ振興施策

国および地方公共団体のスポーツ振興施策は、「スポーツ基本法」の総則での基本理念等や「スポーツ基本計画」等に示されているように国民がスポーツをすることができるような諸条件の整備に努めることであることからスポーツ環境を整えていくことが中心となる。

我が国のスポーツ振興施策は、生涯スポーツ社会の実現に向けた生涯スポーツの推進と国際競技力の向上が両輪となっており、その主な施策の柱を大きく捉えれば、スポーツ施設の整備・充実、スポーツ指導者の養成・確保、多彩なスポーツ振興事業の展開、スポーツ団体の育成・支援等であり、具体的には、「スポーツ基本法」第3章（後述）にあるような基本的な施策を、社会の変化、時代の進展を背景に、国民のスポーツ活動状況等を考慮しつつ、スポーツの推進のための環境の整備等に努めていくことを目的としている。

1) スポーツ振興の根拠法「スポーツ基本法」

スポーツ基本法は、スポーツに関し、基本理念を定め、国および地方公共団体の責務、スポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めており、前文、総則、スポーツ基本計画等、基本的施策、スポーツ推進体制にかかわる体制の整備、国の補助等から構成されている。スポーツ振興法とは競技スポーツの推進について国の取り組みが明記されたことや障害者スポーツについても取り上げていることが大きな違いといえる。

前文では、スポーツの意義、効果等について定めるとともに、スポーツ立国を目指し、国家戦略としてスポーツ施策の推進を明記し、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利と定めている。

第1章の総則では、スポーツに関する基本理念、国・地方公共団体・スポーツ団体の責務・努力等を定めており、基本理念は次の8

項目にわたって定められている。

○自主的・自立的なスポーツ活動、○学校・スポーツ団体・家庭・地域の相互連携、○人々の交流促進・地域間の交流の基盤整備、○スポーツを行う者の心身の健康の保持増進・安全の確保、○障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるようにするための配慮、○競技水準の向上に資する諸施策相互の有機的な連携・効果的な実施、○国際相互理解の増進・国際平和への寄与、○スポーツに対する国民の幅広い理解・支援

第2章のスポーツ基本計画等では、国の「スポーツ基本計画」、地方公共団体の「地方スポーツ推進計画」について定めており、文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、スポーツ基本計画を定めなければならないとし、地方公共団体は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即した地方スポーツ推進計画を定めるよう努めることとしている。

第3章の基本的施策は次のような内容とな

●スポーツ基本法で示されている基本的な施策

- ◎基礎的条件の整備
 - 指導者の養成等
 - スポーツ施設の整備等
 - 学校施設の利用
 - スポーツ事故の防止等
 - スポーツ紛争の迅速・適正な解決
 - スポーツに関する科学的研究の促進等
 - 学校における体育の充実
 - スポーツ産業事業者との連携等
 - スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進
 - 顕彰
- ◎地域スポーツの推進
 - 地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等
 - スポーツ行事の実施、奨励
 - 体育の日の行事
 - 野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励
- ◎競技スポーツの推進
 - 優秀なスポーツ選手の育成等
 - 国体・全国障害者スポーツ大会
 - 国際競技大会の招致又は開催の支援等
 - 企業・大学等によるスポーツへの支援
 - ドーピング防止活動の推進

※網掛けは地方公共団体も取り組む事業として示されているもの

っている。

第4章のスポーツの推進にかかわる体制の整備では、政府にスポーツ推進会議を設けることを規定し、都道府県・市町村に、スポーツ推進審議会等の合議制の機関を置くことができることが規定されている。

また、市町村教育委員会は「スポーツ推進委員」⁵を委嘱することと定めている。

第5章では国・地方公共団体の補助について定めている。

以上のことからスポーツ基本法が我が国のスポーツ振興の根拠法であることが分かる。

2) 文部科学大臣の定めた「スポーツ基本計画」の概要

「スポーツ基本計画」は「スポーツ基本法」に基づいて平成24年3月に策定されたものである。同計画は「スポーツ基本法」に示された理念の実現に向け、平成24年度から、10年間のスポーツ推進の基本方針と、5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策が示されている。

その内容は、第1章にスポーツをめぐる現状と今後の課題を挙げ、第2章では、今後10年間を見通したスポーツ推進の7つの基本方針を示している。第3章では、7つの課題ごとに施策目標を設定し、策定後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策を掲げ、スポーツの推進に取り組み、スポーツ立国の実

現を目指すとしている。

その7つの課題と施策目標は次の通りである。

① 学校と地域における子どものスポーツ機会の充実

【政策目標】

今後10年以内に子どもの体力が昭和60年頃の水準を上回ることができるよう、今後5年間、体力の向上が維持され、確実なものとなること。

② 若者のスポーツ参加機会の拡充や高齢者の体力づくり支援等のライフステージに応じた活動の推進

【政策目標】

成人の週一回以上のスポーツ実施率が3人に2人(65%)、週3回以上のスポーツ実施率が3人に1人(30%)となること。成人の未実施者(1年間に一度もスポーツをしない者)の数がゼロに近づくこと。

③ 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備

【政策目標】

総合型地域スポーツクラブの育成やスポーツ指導者・スポーツ施設の充実。

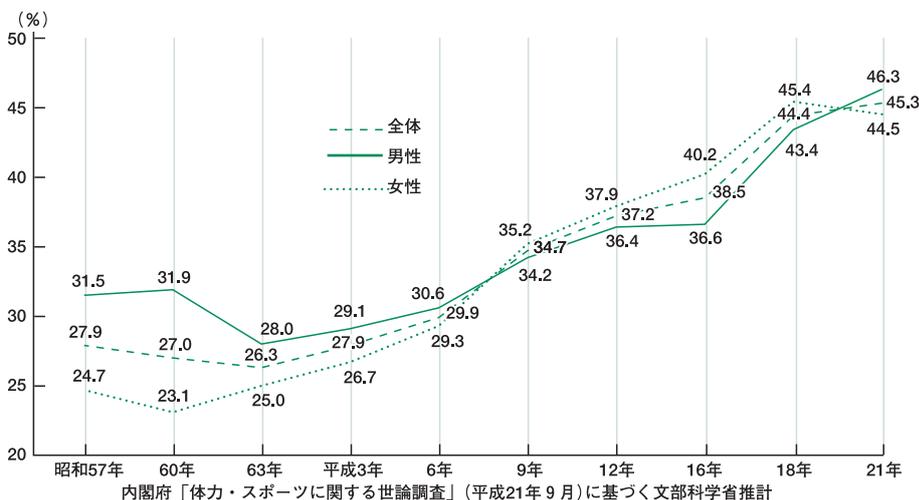
④ 国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備

【政策目標】

過去最多を超えるメダル獲得数の獲得、過去最多を

⁵ スポーツ推進委員
市町村におけるスポーツ推進の委員でスポーツ基本法に定められたもの(旧名称 体育指導委員)。

図3 ● 成人のスポーツ実施状況の推移(週1回以上の実施率)



数える入賞者の実現、オリンピック競技大会の金メダル獲得ランキングについては、夏季大会では5位以上、冬季大会では10位以上。パラリンピック競技大会の金メダル獲得ランキングについては、直近の大会17位（2008/北京）、冬季大会8位（2010/バンクーバー）以上。

- ⑤ オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の招致・開催等を通じた国際交流・貢献の推進

【政策目標】

オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会等の国際競技大会等の積極的な招致や円滑な開催。

- ⑥ ドーピング防止やスポーツ仲裁等の推進によるスポーツ界の透明性、公平・公正性の向上

【政策目標】

ドーピング防止活動を推進するための環境を整備、スポーツ団体のガバナンスを強化、スポーツ紛争の仲裁のための基礎環境の整備・定着。

- ⑦ スポーツ界における好循環の創出に向けたトップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進。

【政策目標】

トップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働を推進。

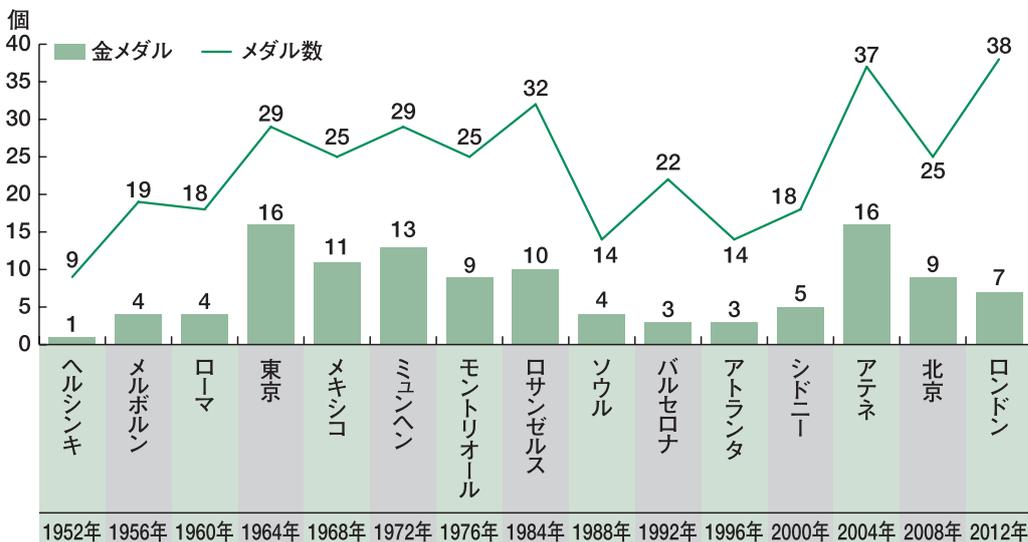
また、第4章では、施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項が述べられているが、平成12年に発表された「スポーツ振興基本計画」でも数値目標を掲げたが、達成していないだけにより積極的な取り組みが求められる。

3 地方公共団体におけるスポーツ振興施策

1) 「スポーツ基本法」で定めている地方公共団体が取り組むべきスポーツ振興施策

- 第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 第6条 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。
- 第10条 都道府県及び市（区）町村

図4●オリンピック・メダル数（金メダル数）の推移
オリンピックにおける日本のメダル数（金メダル数）



は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるように努めるものとする。

- **第31条** 都道府県及び市町村に、スポーツの推進に関する審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

このように役割が明記されていたことを踏まえ、地方公共団体が取り組むべき施策については、150ページの「スポーツ基本法」の基本的な施策に網掛けで示した。

地方公共団体のスポーツ行政組織については、地教法で定められているが、前述の通り首長部局もスポーツに関する事務および執行をすることができるとされたことから各都道府県においては、教育委員会ばかりでなく首長部局にもスポーツを担当する独立した専管課を設置するようになってきている。

また、教育委員会におけるスポーツ行政の担当課の名称についても、従来の体育ではなくスポーツという名称を用いる都道府県が多くなってきており変化がみられる。平成22年の日本体育協会資料によれば、体育課（保健体育課等を含む）やスポーツ課（スポーツ振興課等を含む）などの一課体制が全国の3分の2ほどとなっており、体育課（保健体育課等を含む）やスポーツ課（スポーツ振興課等を含む）の2課体制で対応する都道府県も3分の1を占めるようになってきている。

地方公共団体のスポーツ行政組織についてはこのように変化してきていることを踏まえ、今後の推移を見守ることが重要。

2) 「スポーツ基本計画」の施策目標を達成するための具体的施策展開

- ① 学校と地域における子どものスポーツ機会の充実では、幼児期における運動指針をもとにした実践研究等を通じた普及啓発、体育専科教員配置や小学校体育活動コーディネーター派遣等による指導体制の充実などが示されている。
- ② 若者のスポーツ参加機会の拡充や高齢者

の体力づくり支援等のライフステージに応じたスポーツ活動の推進では、年齢、性別等ごとに日常的に望まれる運動量の目安となる指針の策定等が示されている。

- ③ 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備では、各地域の実情に応じたきめ細やかな総合型クラブ等育成促進、総合型クラブへの移行を指向する単一種目の地域クラブ等への支援拡大等が示されている。

- ④ 国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備では、中央競技団体等へのナショナルコーチ等の専門的なスタッフの配置の支援、スポーツ医・科学、情報分野等による支援や競技用具等の開発等からなる多方面からの高度な支援（マルチ・サポート）の実施などが示されている。

- ⑤ オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の招致・開催等を通じた国際交流・貢献の推進では、我が国開催の国際競技大会等の円滑な実施に向け、海外への情報発信や海外からのスポーツ関係者の受け入れ等を支援することなどが示されている。

- ⑥ ドーピング防止やスポーツ仲裁等の推進によるスポーツ界の透明性、公平・公正性の向上では、組織運営体制の在り方についてのガイドラインの策定・活用、スポーツ団体の仲裁自動受諾条項採択等、紛争解決の環境の整備などが示されている。

- ⑦ スポーツ界における好循環の創出に向けたトップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進では、拠点クラブに優れた指導者を配置し、周辺クラブへの巡回指導等を実施することなどが示されている。

4 スポーツ指導者とスポーツ行政

1) スポーツ指導者の養成の根拠

スポーツ指導者について、スポーツ基本法第11条では、「国及び地方公共団体は、スポーツ指導者その他スポーツの推進に寄与する人材の養成及び資質の向上並びにその活用のため、系統的な養成システムの開発又は利用への支援、研究集会又は講習会の開催その他の

必要な施策を講じるよう努めなければならない。」と定めている。

従前のスポーツ振興法に比べるとより具体的な取り組みが示されており、スポーツ指導者の養成等について、スポーツ行政機関の積極的な対応が求められている。

また、スポーツ基本計画においては、地域のスポーツ指導者等の充実の施策目標として「地域住民やスポーツ団体等のニーズを踏まえつつ、スポーツ指導者等の養成を推進するとともに、資格を有するスポーツ指導者の有効活用を図る」としている。スポーツ指導者は、スポーツを「支える（育てる）人」の重要な要素の一つであるとし、今後の具体的施策の展開として、スポーツ指導者の養成、スポーツ指導者の活用促進、スポーツ推進委員の資質向上、クラブアドバイザー⁶の育成を掲げている。

2) 地域におけるスポーツ指導者の役割

生涯スポーツ社会実現のため、国民一人ひとりが多様なニーズや能力に応じてスポーツを実践する能力を高め、継続的な活動ができるようにするためには、資質や能力の高い指導者の存在が不可欠である。

地域のスポーツ指導者は、スポーツ文化を直接的に地域の人々に伝える役割を担っている。そのため、特に地域で活動する指導者は自らスポーツ文化を理解しスポーツへ参加する人々とお互いに尊敬しあい、参加者の立場に立って指導、支援していくことが求められる。従来の指導者は、どちらかというスポーツ技術や技能、戦術などに関する指導が中心となっていた。

しかし、今日、スポーツ文化を伝えていくことが重要な役割となっているスポーツ指導者は、スポーツの行い方、取り組み方はもちろん、スポーツの意義、価値、そしてスポーツマナー、エチケットなどの道徳的規範も指導することができなければならない。

そして本当の意味でのスポーツの楽しさ、面白さ、活動の喜びを実感させられる指導者の存在が地域のスポーツ振興には重要な役割を果たすのである。

3) 地域のスポーツ行政組織への積極的なアプローチ

従前の「スポーツ振興基本計画」では、全国の各市区町村において、平成22年までに一つ以上の総合型地域スポーツクラブ（総合型クラブ）を育成し、将来的には、中学校区程度の地域ごとにこの総合型クラブを育成することとしていたが、平成23年度の文部科学省の調査によると市町村における総合型クラブの設置率は75.4%と目標には達していない。

新たな「スポーツ基本計画」でも各市区町村に少なくとも一つの総合型クラブの育成を目指すとしている。

この総合型クラブには、前述したように新しい感覚を持ち、個々のスポーツニーズに応じたスポーツ指導ができる質の高い指導者が求められている。

総合型クラブの設置率の増加とともに、これからのスポーツ指導者には活動の場が広がっていくことが展望できることから、スポーツ指導者は、積極的にその存在をアピールし、スポーツ行政について理解しつつ、市区町村や地域のスポーツクラブへのアプローチが重要となる。

そして多くの優れたスポーツ指導者が各地域、各クラブで活動、活躍することにより、スポーツ指導者の役割の重要性がより理解され、我が国のスポーツの振興はもとより、スポーツに対する価値観を高めていくことが期待される。

【引用文献】

- 1) 「スポーツ基本法」平成23年 文部科学省
- 2) 「スポーツ基本計画」平成24年 文部科学省
- 3) スポーツ指導・実務ハンドブック第2版 平成24年 道と書院
- 4) 公認スポーツ指導者養成テキスト 平成17年 (財)日本体育協会
- 5) スポーツ政策論 平成23年 成文堂
- 6) スポーツ政策の新たな展開～スポーツ基本計画の策定 平成24年 文部科学省スポーツ・青年局

6 クラブアドバイザー
現時点では仮称だが総合型地域スポーツクラブの創設から自立・活動まで一体的にアドバイザーできる指導者。